

第 1 2 号議案

足立区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区組織条例の一部を改正する条例

足立区組織条例（昭和 5 2 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

「土木部

第 1 条の表中 都市整備部 を「都市建設部」に改める。

建築部 」

第 2 条の表総務部の部中 8 の項を 9 の項とし、 7 の項を 8 の項とし、 6 の項を 7 の項とし、 5 の項の次に次の 1 項を加える。

6 職員の育成に関する事。

第 2 条の表区民部の部中 1 2 の項を 1 3 の項とし、 4 の項から 1 1 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、 3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 N P O 等公益活動団体の支援に関する事。

第 2 条の表中土木部の部及び都市整備部の部を削り、建設部の部を次のように改める。

都市建設部

- 1 都市づくりに係る総合的計画及び調整に関する事。
- 2 道路、公園、河川及び公共溝渠^{きよ}その他土木に関する事。
- 3 交通安全に関する事。
- 4 鉄道立体化の推進に関する事。
- 5 まちづくりの推進に関する事。
- 6 区施行及び組合施行の土地区画整理に関する事。
- 7 建築指導に関する事。

8 建築物の耐震化促進に関すること。

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い、部の分掌事務等を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。